

## 資料（追加）

令和5年2月28日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

### ○条例の一部改正

議案第32号	美瑛町職員定数条例の一部改正について	-----	33～34
議案第33号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	35～36
議案第34号	美瑛町特別会計条例の一部改正について	-----	37～38

## 美瑛町職員定数条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

令和5年度から公共下水道事業及び水力発電事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

本条例に定める職員の定数の区分中、「美瑛町公共下水道事業特別会計」及び「美瑛町水力発電事業特別会計」について、両会計の名称を改正する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員定数条例 新旧対照表

令和5年2月28日  
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （職員の定数） 第2条 【略】 （1）～（4） 【略】 （5） <u>美瑛町公共下水道事業会計</u> に属する職員 5人 （6） <u>美瑛町水力発電事業会計</u> に属する職員 1人 2～6 【略】 第3条・第4条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （職員の定数） 第2条 【略】 （1）～（4） 【略】 （5） <u>美瑛町公共下水道事業特別会計</u> に属する職員 5人 （6） <u>美瑛町水力発電事業特別会計</u> に属する職員 1人 2～6 【略】 第3条・第4条 【略】 附 則 【略】</p>

## 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

研修等を目的とした職員の派遣に当たり、地域手当の支給地域を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

別表第5の支給地域に大阪府大阪市を加え、支給割合を国家公務員等の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第98号）に準拠し100分の16とする。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和 5 年 2 月 2 8 日  
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧												
<p>第 1 条～第 2 5 条 【略】 附 則 【略】 別表第 1～第 4 【略】 別表第 5 (第 1 8 条の 5 関係)</p> <table border="1" data-bbox="203 507 1097 639"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1 0 0 分の 2 0</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市</td> <td>1 0 0 分の 1 6</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	1 0 0 分の 2 0	大阪府大阪市	1 0 0 分の 1 6	<p>第 1 条～第 2 5 条 【略】 附 則 【略】 別表第 1～第 4 【略】 別表第 5 (第 1 8 条の 5 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 507 2069 639"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1 0 0 分の 2 0</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	1 0 0 分の 2 0	_____	_____
支給地域	支給割合												
東京都特別区	1 0 0 分の 2 0												
大阪府大阪市	1 0 0 分の 1 6												
支給地域	支給割合												
東京都特別区	1 0 0 分の 2 0												
_____	_____												

## 美瑛町特別会計条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

令和5年度から公共下水道事業及び水力発電事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

本条例により設置している「美瑛町公共下水道事業特別会計」及び「美瑛町水力発電事業特別会計」について、両会計の名称を改正する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町特別会計条例 新旧対照表

令和5年2月28日  
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>美瑛町公共下水道事業会計</u> 公共下水道事業</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) <u>美瑛町水力発電事業会計</u> 水力発電事業</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>美瑛町公共下水道事業特別会計</u> 公共下水道事業</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) <u>美瑛町水力発電事業特別会計</u> 水力発電事業</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>